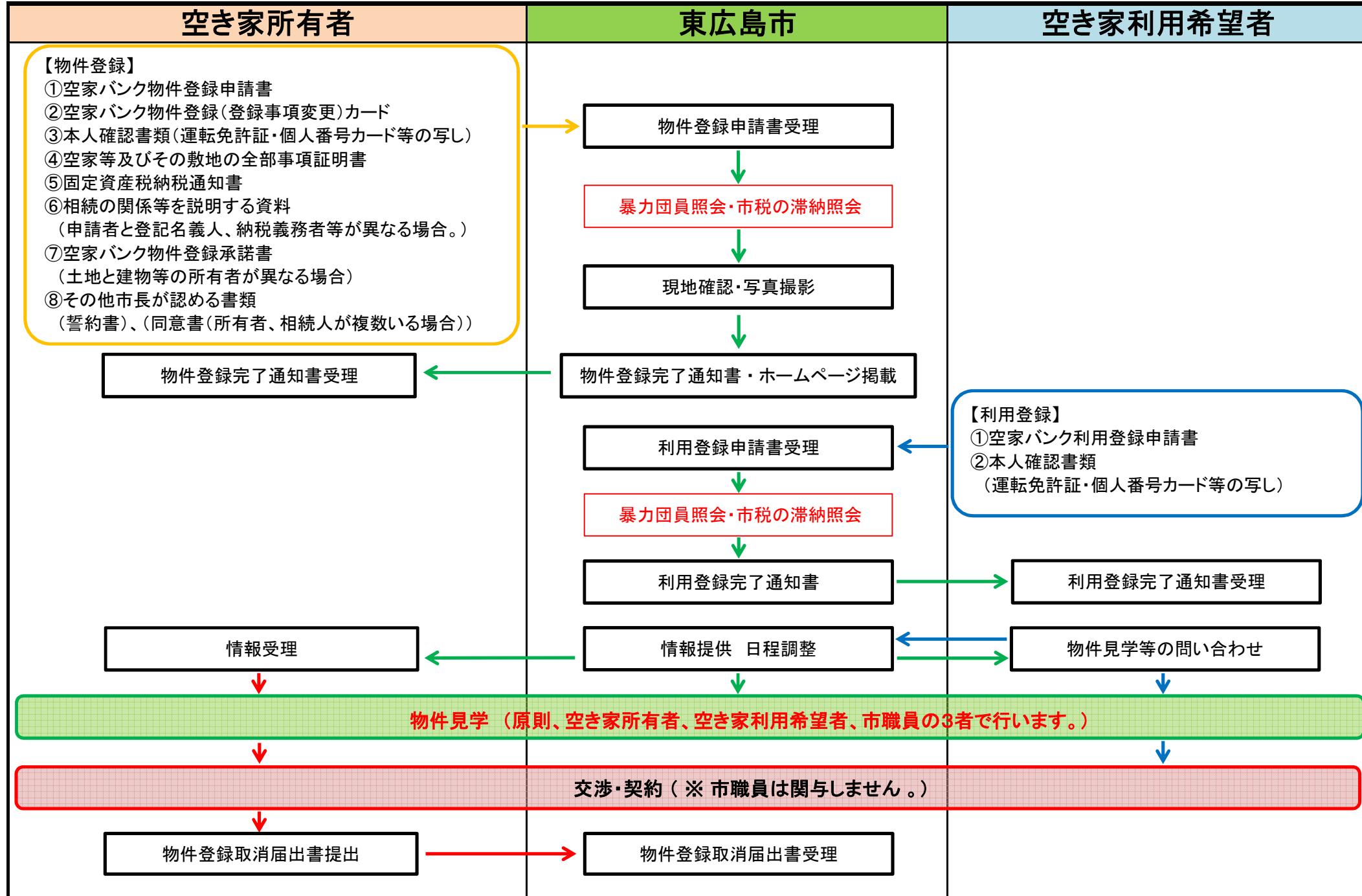


東広島市空き家バンク制度 契約までの流れ



東広島市空き家バンク制度の流れ

1 物件登録申請	<p>東広島市空き家バンクに物件の登録を希望の方は、次の書類をご提出ください。 (郵送でも受け付けます。)</p> <p>①空家バンク物件登録申請書 ②空家バンク物件登録(登録事項変更)カード ③本人確認書類(運転免許証・個人番号カード等の写し) ④空家等及びその敷地の全部事項証明書 ⑤固定資産税納税通知書 ⑥相続の関係等を説明する資料 (申請者と登記名義人、納税義務者等が異なる場合) ⑦空家バンク物件登録承諾書 (土地と建物等の所有者が異なる場合) ⑧その他市長が認める書類(誓約書)、(同意書(所有者・相続人が複数いる場合)) ※土砂災害特別警戒区域内にある空き家は登録できません。</p>
2 物件調査	<p>市の担当者が建物内部や周辺環境の調査を行います。 (原則、空き家所有者に立会いをお願いしています。物件調査には約30分～1時間程度のお時間がかかります。)</p>
3 物件登録完了通知	<p>物件調査後、空家バンク物件登録(登録事項変更)カードの内容等を 庁内関係部署で相互に確認し、空家バンク物件登録台帳に登録します。 空き家所有者には、空家バンク物件登録完了通知書を送付します。 (他部署への照会を行うため、<u>申請から登録まで3週間程度かかります。</u>)</p>
4 空き家情報公開	<p>市ホームページ等や窓口で、空き家の情報提供を行います。 公開情報は、建物の面積、設備状況等空き家に関する項目で所有者に関する 個人情報は含まれません。</p>
5 利用登録申請	<p>東広島市空き家バンクの利用登録を希望する方は、次の書類をご提出ください。 (郵送でも受け付けます。)</p> <p>①空家バンク利用登録申請書 ②申請者の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等の写し)</p> <p>※次のことを行うためには、利用登録を行う必要があります。 ・市のホームページで公開していない物件情報(空き家の所在地など)の確認 ・登録物件の物件見学</p>
6 利用登録完了通知	<p>市が審査を行った後、空家バンク利用登録者台帳に登録します。 登録した人には、空家バンク利用登録完了通知書を送付します。 (他機関への照会を行うため、<u>申請から登録まで2週間程度かかります。</u>)</p>
7 物件見学	<p>利用登録者は空き家バンクの中に、物件見学を希望する登録物件がありましたら、市に連絡してください。 市の担当者が利用登録者及び空き家所有者の日程を調整し、物件見学を行います。 (原則、物件見学は利用登録者、空き家所有者、市の担当者の3者で行います。) ※鍵の管理は空き家所有者にお願いしています。</p> <p>※物件見学は先着順となります。 既に物件見学が予定されていたり、契約交渉中となっている登録物件の物件見学 を希望される場合は順番待ちとなります。 交渉が不成立となった場合、市から順番待ちの人に物件見学の連絡を行います。 ※物件見学は1件ごと行います。(まとめて複数の物件見学はできません。)</p>
8 交渉・契約	<p>契約交渉は、利用登録者と空き家所有者間で行ってください。 なお、当事者間で契約書の作成が困難なときは、司法書士等に依頼してください。 市は、直接契約交渉及び契約に関わることはできません。</p>
9 登録取消し	<p>登録物件の売買又は賃貸借の契約を締結した場合は、空家バンク物件登録取消 届出書を提出してください。空家バンク物件登録台帳から登録を取消し、市ホーム ページ等や窓口での情報提供を停止します。 ※空き家バンクへの登録期間は原則2年間です。 ただし、再申請により登録期間を延長することができます。</p>